

春日部市立医療センターフルタイム会計年度任用職員の勤務条件等について

1 任用期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで（4か月間）

2 勤務日及び勤務時間

■勤務日…原則として、勤務日は月曜日から金曜日の週5日間（国民の祝日、年末年始を除く。）

■勤務時間…午前8時30分から午後5時15分（休憩時間1時間を除く。）
ただし、所定の勤務時間以外に時間外勤務を命じる場合もあります。

3 職務内容・勤務場所

春日部市立医療センター リハビリテーション科

医師の処方に基づく治療計画及び記録の作成、運動療法や物理療法等の実施等

4 応募資格

理学療法士免許を有すること

年齢不問

5 給 与

■給料月額…理学療法士 232,100円～

※時間外勤務の場合は、超過勤務手当が支給されます。

■手 当 等…地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当（6月及び12月）、超過勤務手当、退職手当等が支給されます。

※通勤手当は交通機関の運賃又は通勤距離に応じて支給します。ただし、徒歩通勤又は勤務地までの距離が2km未満の場合は対象外です。超過勤務手当は実績に応じて支給します。

※期末・勤勉手当は、給料月額×支給月数（約2月分）相当額を支給予定です。
ただし、任用期間等に応じて変動します。

※退職手当は、任用期間により支給対象となります。

■支払方法…毎月月末まで勤務すると見込み、当月の21日に指定口座へ振り込みます。

6 社会保険

健康保険（共済組合）、厚生年金（協会けんぽ）※1 及び雇用保険※2 に加入していただきます。

（※1 1年以上継続して雇用された場合共済組合に移行します。）

（※2 6か月を超えた時点で資格喪失し、退職手当制度の対象となります。）

7 災害補償

通勤又は公務上の理由による負傷や疾病等に対して、災害補償の対象となる場合があります。

8 年次有給休暇

最大20日間の年次有給休暇が付与されます。

9 その他有給休暇

夏季休暇、忌引休暇、裁判員休暇、危険回避休暇等

10 福利厚生

職員の互助団体（任意団体）である「春日部市職員厚生会」等へ加入していただきます。

○主な事業・・・慶弔費等の支給等

11 公務員としての遵守事項

フルタイム会計年度任用職員も、春日部市職員と同様に地方公務員法が適用され、次の義務等が課せられます。

これらに違反すると、懲戒処分の対象となる場合があります。

- ① 服務の根本基準 ～全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない～（地方公務員法第30条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

12 その他の注意事項

- ・勤務時間中は、貸与した名札を必ず着用してください。
- ・市民の皆様にご不快な思いをさせない服装を心掛けてください。
- ・春日部市立医療センター内は、職員の自動車の駐車を禁止していますので、通勤で自動車を使用する場合は、個人で駐車場を確保してください。
- ・通勤や仕事中は、事故の無いよう十分に注意するとともに、万一事故にあった場合には、速やかに所属長に報告し、総務課へ事故報告書を提出するようお願いします。
- ・任期は、手続きなく更新されたり、長期にわたって継続して勤務が約束されるものではありません。年度ごとに新たな職として設定します。同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て任用が決定されます。毎年度公募することもありますのでご承知おきください。
- ・会計年度任用職員への採用は、春日部市立医療センターの正規職員への採用とは無関係であり、正規職員採用の際に優先されるものではありません。
- ・組織の状況により、任期の途中で部署異動をさせていただく場合があります。

－お問い合わせ先－

春日部市立医療センター 事務部総務課
人事給与担当 TEL048-735-1261 内線 7328